ヒグマ出没時の対応方針

１　趣旨

この方針は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第７条の２に基づき第二種特定鳥獣管理計画として策定した「北海道ヒグマ管理計画」の目的（人身事故防止、人里への出没抑制、農業被害の軽減並びに地域個体群の存続）を達成するための方策を適切に進めるため、必要な事項を定める。

２　被害状況の把握

(1) 市町村は、ヒグマによる農林水産業被害状況の把握に努め、「野生鳥獣被害調査取扱要領」別記３「ヒグマによる被害及び出没状況について」に基づき、農林水産業被害状況（第２号様式）により整理し、年度分を取りまとめ総合振興局又は振興局（以下「振興局」という。）の求めに応じ報告すること。

(2) 振興局は、ヒグマによる農林水産業被害状況について市町村に報告を求め、管内分を取りまとめのうえ毎年６月 15 日までに前年度分を環境生活部に提出すること。

(3) 環境生活部は、振興局から提出のあった農林水産業被害状況について、全道分を取りまとめ公表すること。

３　出没状況の把握

(1) 市町村は、ヒグマ出没状況の把握に努め、「野生鳥獣被害調査取扱要領」別記３「ヒグマによる被害及び出没状況について」及び野生鳥獣被害調査第３号様式「ヒグマ出没状況調査表」電子報告マニュアルに基づき随時報告すること。

(2) 環境生活部は、各市町村から提出されたヒグマの出没状況を毎月集計し、各市町村へ還元するとともに、問題個体数の動向把握資料として活用すること。

４　体制の整備

(1) 出動体制

市町村は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第９条の鳥獣被害対策実施隊を設置するなど、ヒグマの出没に際して迅速に対応できる体制の整備に努め、毎年ヒグマの出没が想定される期間における鳥獣保護管理法第９条の捕獲許可を受けておくこと。

(2) 連絡・協議体制

振興局は、(1)の捕獲許可申請を受理したときは、速やかにこれを許可すること。また、市街地にヒグマが出没した場合など鳥獣保護管理法第９条の許可捕獲では対応できない場合を想定し、次の事項について、日頃から市町村、警察及び振興局の三者による連絡調整に努め、認識の共有化を図るとともに、休日等における連絡体制を整備すること。

ア　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）第７条第１項第７号の場所又は区域（鳥獣保護区、公道、社寺境内、墓地等）における許可の必要性について

イ　市街地や夜間に出没した場合など鳥獣保護管理法第９条の捕獲許可では対応できない場合における「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第４条第１項の適用について」(平成 24 年４月 12 日警察庁丁保発第 43 号・警察庁丁総発第 209 号）及び「熊等が住宅街に出没した場合における警察官職務執行法第４条第１項を適用した対応について」（令和２年 10 月 30 日警察庁丁保発第 188 号）の運用について

５　出没時の対応

（1）出没時の対応

市町村は、住民等から寄せられたヒグマの出没情報について、別紙１「出没個体の有害性判断フローと段階に応じた対応方針」に基づき、出没した場所や状況など有害性の段階に応じ、鳥獣被害対策実施隊の対象鳥獣捕獲員などの捕獲従事者に対しての出動要請、広報などによる住民への注意喚起、出没場所周辺での標識の設置など必要な対策を講ずること。

ただし、各市町村等が地域管理計画を策定し、その中で別紙１と同等の対応方針を定めている場合は、それに準拠した対応も可能とする。

（2）子グマ発見時の対応

市町村は、住民等から子グマの目撃情報が寄せられたときは、別紙２「子グマを発見した場合の対応方針」に基づき、住民などが近づかないよう措置を講じて静観することを原則として対応すること。

６　緊急時の対応

市町村は、人身被害に重大な影響を及ぼすおそれのある出没については、出没した場所や時間などが４の（2）イに該当すると思われる場合などにおいては、別紙３「ヒグマ出没による緊急時の対応検討事項」に基づき検討し、必要に応じて振興局及び警察と協議を行うこと。

７　その他

国指定鳥獣保護区内における取扱いについては、環境省北海道地方環境事務所又は釧路自然環境事務所と協議すること。

附則

１　この取扱方針は、平成 30 年（2018 年）3 月 7 日から施行する。

この取扱方針は、令和４年（2022 年）４月１日から施行する。

この取扱方針は、令和５年（2023 年）４月１日から施行する。

２　次の通知は廃止する。

（1）ヒグマ出没時における対応及びその体制整備の促進について

（平成 20 年４月 17 日付け自然第 123 号）

（2）ヒグマ出没判断フローについて

（平成 21 年４月３日付け自然第 10 号）

（3）子グマを発見した場合の有害鳥獣捕獲に係る対応方針について

（平成 17 年５月 31 日付け自然第 398 号）

別紙１

出没個体の有害性判断フローと段階に応じた対応方針

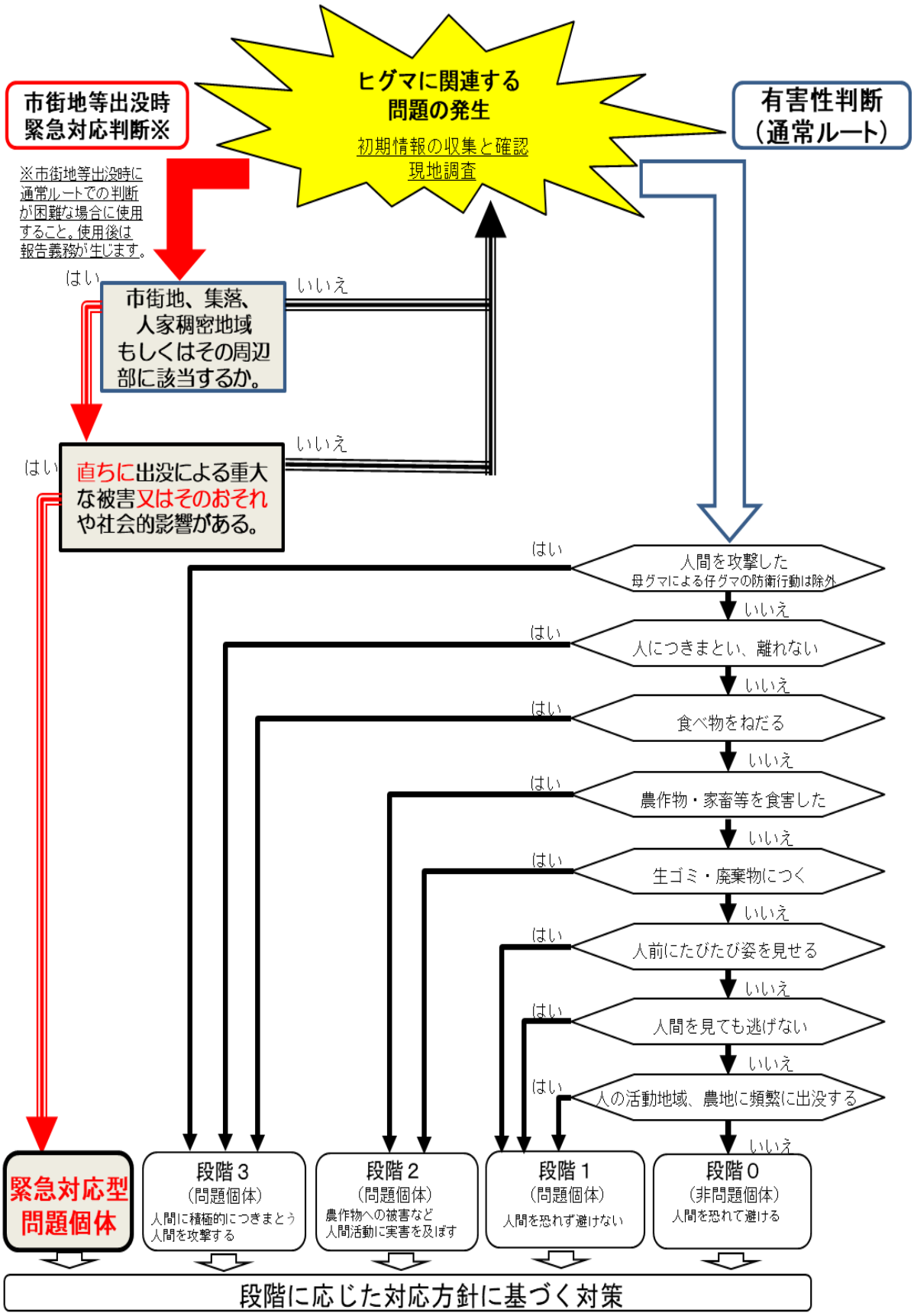

〔判断した段階に応じた対応方針〕

<table>
<tr><td rowspan="2">有害性判断</td><td colspan="3">出没場所に応じた対応方針</td></tr>
<tr><td>市街地、集落、人家稠密地域
もしくはその周辺部</td><td>農耕地</td><td>森林地帯</td></tr>
<tr><td>共通事項</td><td colspan="3">〇対応　出没、被害発生地域の区分
出没個体及び出没状況の情報収集（必要に応じて現地調査）
出没情報及び被害防止のための注意事項等の住民周知</td></tr>
<tr><td rowspan="3">段階０
非問題個体</td><td colspan="3">■行動形態：人間を恐れて避ける</td></tr>
<tr><td colspan="3">〇対応
・経過観察
・必要に応じ、関係機関への情報提供、人身被害防止措置、農業被害防止措置等</td></tr>
<tr><td colspan="3">※出没が継続する場合は「有害性判断フロー」に戻る</td></tr>
<tr><td rowspan="2">段階１
問題個体</td><td colspan="3">■行動形態：人間を恐れず避けない
・人家付近、農地に頻繁に出没する
・人間を見ても逃げない
・人前にたびたび姿を見せる</td></tr>
<tr><td colspan="2">〇対応
・必要に応じ、人身被害防止措置、農業被害防止措置、追い払い等の対策の実施
・出没が継続し、地域の生活や産業活動に支障のある場合は排除
・対策を講じても出没が継続する場合は排除</td><td>〇対応
・必要に応じ、人身被害防止措置及び追い払いの実施
・出没が継続し、産業活動（山林作業等）に支障のある場合は排除</td></tr>
<tr><td rowspan="2">段階２
問題個体</td><td colspan="3">■行動形態：農作物への被害など人間活動に実害を及ぼす
・生ごみ・廃棄物等につく
・農作物・家畜等を食害、破損した</td></tr>
<tr><td colspan="2">〇対応
・必要に応じ、人身被害防止措置、農業被害防止措置、追い払い等の対策の実施
・対象個体の確実な排除</td><td>〇対応
・必要に応じ、人身被害防止措置の実施
・必要に応じ、入林規制措置
・対象個体の確実な排除</td></tr>
<tr><td rowspan="2">段階３
問題個体</td><td colspan="3">■行動形態：人身（攻撃、つきまとい等）、生活への影響</td></tr>
<tr><td>〇対応
・人身被害防止措置の実施
・地域の実情を踏まえた上で、可能な程度で追い払い等も検討。
・（さらに）出没が繰り返され、地域住民の生命・財産、平穏な日常生活に支障が生じた、もしくは生じる恐れがあると判断した時点で対象個体の確実な排除</td><td>〇対応
・人身被害防止措置の実施
・対象個体の確実な排除</td><td>〇対応
・人身被害防止措置の実施
・入林規制措置
・対象個体の排除
（※レジャー中の偶発的事故など、積極的な攻撃性が認められない場合などはこの限りではない）</td></tr>
<tr><td>緊急対応型
問題個体</td><td>〇対応　段階３と同様
※対応後に詳細報告義務あり</td><td></td><td></td></tr>
</table>

	人身被害防止措置	農業被害防止措置
内容	・見回り ・警察機関への連絡 ・地域住民、事業者、入林者等への周知（情報周知のための看板設置等） ・誘引物の除去 ・状況に応じて対策本部等の設置	・見回り ・誘引物の除去（農業系廃棄物の撤去、農作物の早期収穫等を含む） ・電気柵の設置 ・敷地境界の草刈り

別紙２

子グマを発見した場合の対応方針

子グマを発見した場合には、近くに母グマがいると考えられることから、安易な生け捕りを避け、住民などが近づかないよう措置を講じて静観することを原則とする。なお、誤って生け捕りした場合は、可能な限り速やかに放逐することとし、放逐が困難な場合は、周辺住民への生活環境被害防止を優先し、管理目的の捕獲を行う。

－子グマを発見した場合の対応フロー図－

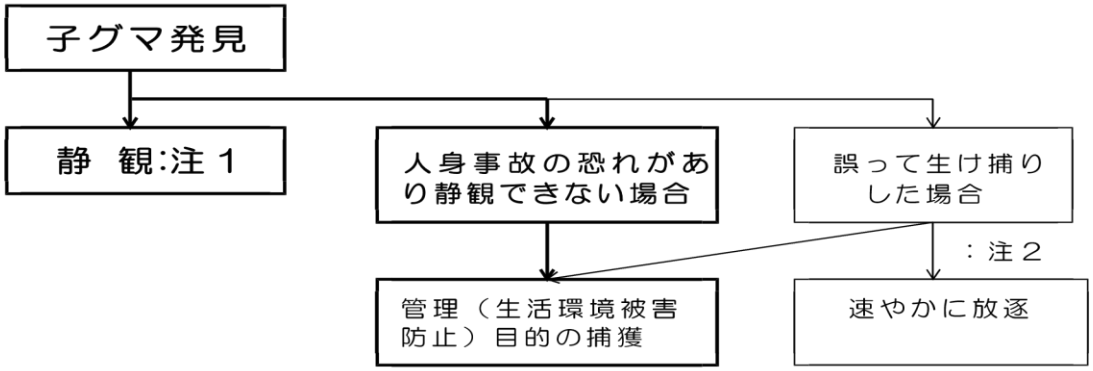

注１：静観する場合

人身事故の防止のため、子グマが立ち去るまで、地元の警察や市町村等が連携し、住民などが付近へ近寄らない措置を講じる必要がある。

注２：誤って生け捕りしてしまった場合の対応

（１）放逐できる場合の判断基準など
①子グマを捕獲した近傍（２００～３００ｍ程度）に放逐できる場所があること。
②放逐すると判断した場合は、捕獲後速やかに放逐する。（捕獲したヒグマを捕獲現場から移動させず、現地で速やかに判断し実行する）
（２）上記①及び②が困難な場合は、管理（生活環境被害防止）目的の捕獲。

－子グマを生け捕りすることを避ける理由－
①母グマが近くにいるので危険である。
②短期間でも人から餌をもらうなど、人に慣れた子グマは、放逐しても人に近づく可能性があり、放逐できない。

－捕獲した場所の近くに速やかに放逐する理由－
①生後１年未満の子グマは母グマなしでは生存できない。
②子グマが母グマと再会する可能性は、放逐場所と捕獲場所の距離が離れるほど、また捕獲後時間が経過するほど低くなり、結果として子グマの生存が困難となり、放逐する意味がなくなる。

－保護収容を行わない理由－
①子グマを飼養するには、動物愛護条例に基づき、必要な施設を整備し知事の許可を得ることが必要であり、かつ動物愛護の観点から、その命を終えるまで適切に飼養することが求められることから、安易な保護目的の捕獲は行わない。

別紙３

ヒグマの出没による緊急時の対応検討事項

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第９条の許可捕獲内容の確認

確　認　項　目			○×	再検討
○法第９条の捕獲許可を受けているか。				×の場合は、鳥獣法捕獲許可取得を検討
○出没場所が許可区域内に含まれているか。				
	○出没場所が施行規則第７条第１項第７号の捕獲禁止場所の場合、許可区域内に含まれているか。			
	施行規則第７条第１項第７号の捕獲禁止場所	・鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、猟区		
		・公道		
		・自然公園特別保護地区、都市公園区域等		
		・社寺境内、墓地		

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律　銃猟の適用検討の確認

状況・場所	検　討　項　目	○×	再検討
発射可能時刻	○日出前及び日没後でない。（法第 38 条第１項）		×の場合は鳥獣法適用不可
発射可能場所	○住居集合地域等ではない。（法第 38 条第２項）		
	○建物等に弾丸が到達しない。（法第 38 条第３項）		
鳥獣保護管理法　銃猟の適用の可否			

○警察官職務執行法第４条の適用検討の確認

検　討　項　目	○×
○他の法令での適用は出来ないのか。	
○緊急性はあるのか。捕獲する必要性はあるのか。	
○安全性は、確保できるのか。	
○その他	

※警察官職務執行法の適用は、現場に立ち会っている警察官の判断により執行されるものであり、上記に限定されるものではありません。
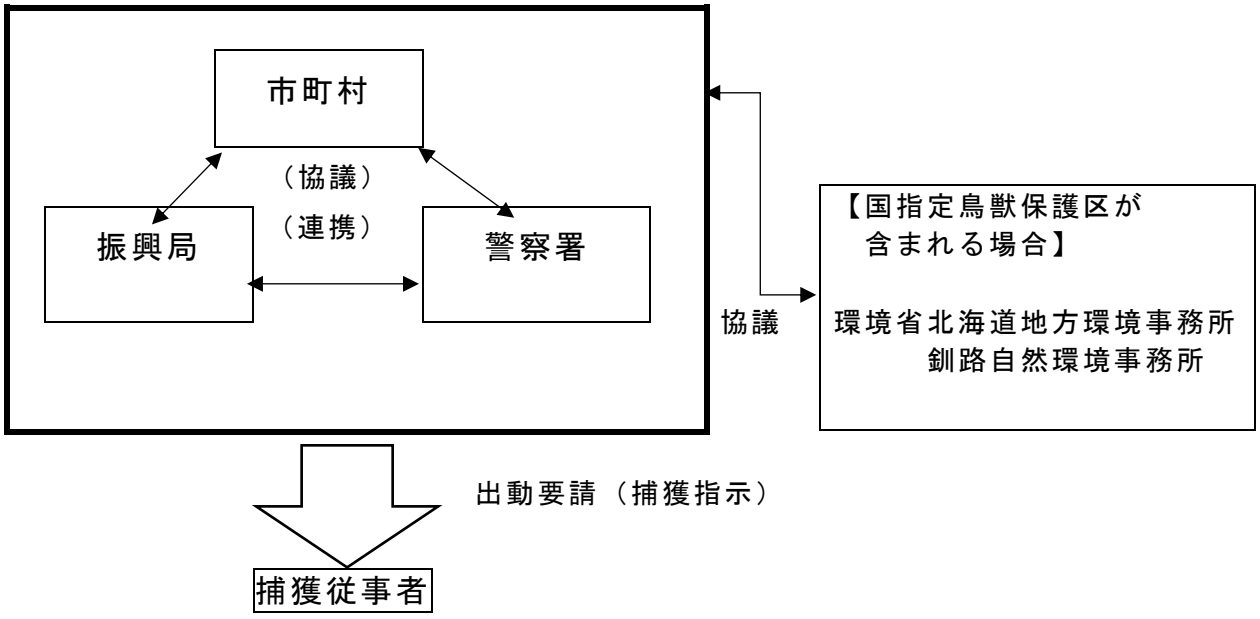
緊急対応時の協力体制